

第9回鹿児島市屋外広告物審議会 会議録（概要）

開催日時	平成22年1月27日（水） 14時00分～17時00分
開催場所	市役所東別館9階 特別中会議室
出席者	委員12人、事務局6人
（委員）	野田会長 有馬委員 平尾委員 古川委員 米永委員 正委員 永里委員 四本委員 今吉委員（川寄委員代理） 高木委員 小磯委員 井上委員（古木委員代理）
（事務局）	上林房都市計画部長、堂園都市景観課長、東主幹、その他関係職員
会議の概要	
1 開 会	<p>1 開 会</p> <p>■事務局</p> <p>本日の出席委員は、17人中12人で過半数であり、鹿児島市屋外広告物審議会規則第3条第2項に基づき、審議会は成立しているとの報告を行った。 委員の交代で新しく委員となった5人の委員を紹介。</p> <p>■会長</p> <p>第9回鹿児島市屋外広告物審議会を開催する。本日の会議録署名は、古川委員と四本委員にお願いしたい。</p> <p>■古川委員・四本委員</p> <p>了承</p> <p>■会長</p> <p>当審議会には、傍聴に関する規定がない。事務局、傍聴希望者があるか。</p> <p>■事務局</p> <p>傍聴希望者はないが、報道機関の取材希望が2社ある。</p> <p>■会長</p> <p>本日の審議会の傍聴を認めてもよろしいか。</p> <p>■委員一同</p> <p>異議なし</p> <p>■会長</p> <p>報道機関の傍聴を許可。</p>

2 議 事

意見聴取

「景観に配慮した屋外広告物のあり方（実態調査等・課題）について」

都市計画部長より今回の審議会の主旨説明及び都市景観課長から「景観に配慮した屋外広告物に関する市民意識調査」及び「天文館アーケード屋外広告物の社会実験」、「実態調査」について説明を行い、ご意見をいただいた。質疑の概要は次のとおり。

<天文館アーケード屋外広告物の社会実験>

■委員

アンケート調査の中で、天文館の吊り下げ広告の大きさ、数について質問しているが、実験で掲げたものだけを見て回答を頂くのは、一般の方には難しいのではないかと。

■会長

何を目的に社会実験を実施したのか。ねらいは何か。また、だれが設置主体なのか。

■事務局

第8回屋外広告物審議会で検討事項としていたため、今回社会実験を実施した。アーケード屋外広告物は1㎡までとあるが、今後、どの程度の大きさ・数まで景観的に許容できるか、どの程度の大きさが好ましいかを確認した。

設置主体は鹿児島市である。社会実験で得られた収入は天文館の美化等に活用した。社会実験については複数回実施し、面積等を変更してその都度アンケート調査等を実施する予定でいたが、活動団体の都合もあり、現時点では、1度だけである。

■事務局

結果的には1つのパターンを見てこれでどうかという話になっている。

■会長

社会実験で掲げたアーケード屋外広告物の寸法は、1パターンのみか。

■事務局

吊り下げ広告については、1m×5mの統一した大きさのものをを使用した。

フラッグ広告については、1.2m×0.7mの統一した大きさのものをを使用した。

■委員

社会実験のアンケートについて、どのような視点でこの結果をとらえたらよいのか。

■事務局

今回は、次回の改正方針検討に向けて、後ほど説明する調査結果から抽出した課題について特にご意見をいただきたい。

<景観に配慮した屋外広告物に関する市民意識調査>

■会長

市民意識調査はどこかに委託したのか。

■事務局

専門のコンサルタントへ委託している。

■委員

市民意識調査では、不快に感じた広告物のある場所として「2. 飲食店街」（特に天文館）が2番目に多い。社会実験で実施したアンケート結果にある、広告への好印象とズレがあるがこれについてどう考えるか。

■事務局

社会実験のアンケートがアーケード屋外広告物に特化したものであるのに対し、このアンケートは広告全般に関するものであるため。

■会長

市民意識調査の問11「不快に感じた場所」の理由は何か。

■事務局

問13で整理しているように、「4. 場所→見たくもないのに、いやでも目に入る重要な場所にある」、「6. 数量→著しく多く、あるいは乱雑、無秩序に集まっている」、「8. 管理→汚れ、破損、老朽化がひどく見苦しい、又は危険である」等が挙げられている。

都市景観課長から「現況と課題」について説明を行い、ご意見をいただいた。質疑の概要は次のとおり。

<1. 電光掲示板（可変表示式）のあり方>

■会長

電光掲示板の規制のあり方について、例えば交差点周辺を規制する等、他都市では具体的にどのように規制しているのか。

■事務局

他都市では、交差点周辺について特に規制を設けている例が見られる。

■委員

明るさの基準を設けている例はないのか。

■事務局

他都市では、大きさ、高さ等について規制されている。

■会長

資料の中で、自然緑地ゾーンでも電光掲示板が景観阻害を招いているとあるが、具体的にはどのようなものか。

■事務局

自然緑地ゾーンでは主に、比較的安価に設置できるドット型の電光掲示板が、幹線道路沿道を中心に設置されている。

■会長

広告物を設置する広告業界としてはどうか。

■委員

広告業界としては、信号の近くなどについては、交通安全上の問題などから、掲出を控えていただくようにクライアントにお願いしている。社会的な問題点となるもの、迷惑をかけるものは設置すべきではないと考えている。

■会長

他都市においては、郊外部では電光掲示板はどのように規制しているのか。

■事務局

平成20年12月から平成21年1月にかけて他都市調査を行った。その結果、102自治体のうち14自治体が電光掲示板に関する規制を設けていることが分かった。また、規制を設ける予定があると回答した自治体が7自治体あった。このうち京都などについては郊外部の規制を強化している。また、兵庫県では、壁面を利用した電光掲示板の画面変化による情報量が多いため表示面積に4を乗じて得た面積に換算して掲出抑制の効果をねらっている。

■委員

電光掲示板広告については、「交差点で交通安全上からも問題視されている」としているが、電光掲示板のある交差点での事故データ等に基づいた検証が必要ではないか。

■事務局

警察へのヒアリング等により、電光掲示板の交通安全上の問題点等について確認をしていきたい。

■委員

障害者や高齢者への見え方等についても確認しておく必要がある。

■事務局

障害者団体等へもヒアリング等により確認をしていきたい。

<2.アーケードに設置する屋外広告物のあり方>

■委員

「2.アーケードに設置する屋外広告物のあり方」に関して、重量についての規定はないのか？

■事務局

屋外広告物条例では、重量の規定は設けていない。ただし、一定規模以上のものについては、工作物として建築基準法に基づく確認を要する。

■委員

課題に「各通り会が許可基準等を理解していない」とあるが、違反広告があったということか。

■事務局

知らないが故の違反広告があった。このため、まずは条例の内容を各通り会等に周知させていきたい。

■委員

商業活性化のために条例を一部緩和することについて賛成である。ぜひ進めていただきたい。

■会長

広告掲載により広告主のみが経済的メリットがあるのではないか。

■事務局

主体が「We Love 天文館」等のまちづくり活動団体に限るため、収入はまちづくり活動に活用されると考えている。

■委員

今回の社会実験では市が主体となっているが、今後も市が主体となるのか。

■事務局

現行条例では、設置可能な主体が公共団体のみであったため、市主体で実施した。今後については、改正の内容にもよるが、商店街等の民間団体主導の取り組みが可能となることが考えられる。

■委員

「賑わい創出の効果があつた」とあるが、アンケート結果の定性的な評価からそう判断しているのか。

■事務局

アンケート結果のほか、各種イベントに多数の参加者があつたことから賑わい創出の効果があつたと判断している。

< 3. 景観計画に定める眺望確保範囲内における屋外広告物の高さのあり方 >

■会長

景観計画と整合を図るために屋外広告物条例を改正するということか。

■事務局

はい。

< 4. 都市計画区域外、市街化調整区域、白地地域に掲出される屋外広告物のあり方 >

■会長

郊外部に掲出される屋外広告物については、デザインの良し悪しも大きく左右するものと思われる。

■委員

どこか郊外部で問題となりそうな場所が考えられるのか。

■事務局

郊外部の一部で問題となりそうな場所が考えられる。

<5. 色彩基準のあり方>

■委員

アンケート等により、広告物の色彩に関する市民からの意見を広く集め、判断の参考とするといったことも考えられる。

■委員

既存条例では「中間色とする」とあるが、太陽の明るい街なので、それに合った色が考えられるのではないかと。

■事務局

確かに、景観計画検討の際に太陽の明るさに合わせた鮮やかな色を許容してはどうかという意見もあったが、アンケートや市民参加の協議会等により広く市民の意見を集め、市民意向を十分に反映しつつ総合的に勘案した結果、彩度を押さえた色彩基準値となっている。

<6. 景観上重要な地区のあり方>

特に意見なし

<7. 国又は地方公共団体の屋外広告物のあり方>

■会長

公共広告物はどのようなものがあるか。道路標識も該当するのか。

■事務局

道路標識も屋外広告物であるが、法令の規定により設置していることから、許可対象外である。

■委員

公共広告物については、交差点に「のぼり旗」が掲出される等の問題がある。公共広告物の掲出状況を十分把握し、指導していけばよいのではないかと。

<8. 交通機関車体広告物のあり方>

■委員

ラッピングバス等について、デザイン基準はあるのか。

	<p>■事務局</p> <p>全面広告のバスについては、その中にあるロゴやキャラクター等について、屋外広告物の審査対象としている。また、交通局独自でデザイン基準を持ち、審査している。</p> <p><全般的な検討事項に対して></p> <p>■委員</p> <p>課題の設定自体、規制する方向性で進めていることが問題ではないか。実態調査として、その広告物がどのような業者、クライアントによって作られたものか等を調査し、業者の実状等を把握すると、規制ではなく効果的な誘導の方法が見えてくるかもしれない。</p> <p>■会長</p> <p>いただいた意見を参考にしつつ、今後検討を進めていただきたい。</p>
<p>3 その他</p>	<p>■会長</p> <p>他に質問等があるか。特になければ、今回の案件について本審議会は答申をしないが、当局は、条例改正へ向けて作業を進めていく状況を、当審議会へ報告しながら進めることを要望する。</p> <p>■会長</p> <p>会次第 3 その他で何か質問等があるか。特になければ、本日の審議を終了する。</p>
<p>4 閉 会</p>	<p>■事務局</p> <p>本日の審議会の意見を参考にしながら、平成22年度の屋外広告物条例改正に向け、あり方の検討を進めることとする。また、あり方の方針がまとまった段階で審議会へ報告を行うこととする。</p> <p>4 閉 会</p>